

避難行動要支援者個別避難計画の作成について

災害時に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）の「個別避難計画」について、関係者の協力を得ながら、下記のとおり作成を進めてまいります。

記

1 個別避難計画作成の協力依頼

(1) 引き続き「共助」の取組として、各地区災害対策本部に作成を依頼します。

(2) 地区で作成が困難な方のうち、介護サービス等を利用されている方については、介護支援専門員、相談支援専門員に作成を依頼します。

要介護認定、障がい支援区分認定状況等を参考としながら、避難支援の必要性が高いと思われる方を優先して作成を進めます。

2 各地区災害対策本部による作成

(1) 昨年度構築した『避難行動要支援者名簿・個別避難計画管理システム』を各地区災害対策本部事務局（コミュニティセンター）に配置しました。

システムを活用し、各地区で作成いただいた個別避難計画を市と共有し、内容把握と進捗管理を行います。

(2) 令和4年5月末の名簿情報をシステムに登録し、各地区で個別避難計画を作成済み・作成中の方を市が把握します。

(3) 避難行動要支援者名簿の管理、個別避難計画の作成に係る事務費として、今年度から各地区災害対策本部へ負担金を交付します。

（基本額 30,000 円＋個別避難計画新規作成 1 件につき 500 円）

3 福祉専門職による作成

(1) 現在、出雲地域介護支援専門員協会役員、出雲市障がい者施策推進協議会「サービス調整会議」において市の取組方針の説明を行いました。今後、各事業所に対して協力を依頼してまいります。